都道府県・ 政令指定都市名 08 茨城県

時点:2024年4月1日(特に記述のある場合を除く)

### 問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

厚	部	課	(	室 )	名	県民生	活環境部女性	活躍·県	民協働課					
担	∃ ∃	当	職	員	数		4	人	(専任	3	人、兼任	1	人)	

### 問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名			称	茨城	茨城県男女共同参画推進本部							
設置	年月日(	(西暦)•	根 拠	2001年5月1日	根拠: 茨城県男女共同参画推進本部設置要綱							
長	の	役	職	知事								

### 問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

諮問機	関、懇談会等	の名称	茨城県.	男女共同	参画審議会						
設置。	手 月 日 ( 西	暦 )		200	)1年4月1日						
構	成	員	15	人	(女性	10	人、男性	5	人)		

### 問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間(西 暦)	2021 年 4 月~ 2026	年 3 月
名 称	茨城県男女共同参画基本計画(第4次)	
改定・見直しの予定時期	2026年4月	未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進 に関する法律(以下「女性活躍推進法」と いう。)の推進計画と一体である		
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作 成	2	

### 問5 男女共同参画に関する条例

カダ六円参画に関する木門		
有の場合	名 称	茨城県男女共同参画推進条例
	公 布 日(西 暦)	2001年3月28日
	施 行 日(西 暦)	2001年4月1日
	最終改正日(西暦)	2019年4月1日
	改正内容	性別による権利侵害の禁止及びセクシュアルハラスメント等に関する必要な情報 の提供、相談体制の整備
	改正が予定されている場合、改正予定時	期(西暦): 0 年 0 月
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況:
一	2. 特に検討していない	

審	議会等	を員へ	の女性の	登用	調査	時点コート	1:2	024年4月	1日	2:	その他(国	西暦)	20	24年3月	31日
	目	標	値		(西暦)	2025	年度まで	50	%						
		175	.–												
	根		拠						茨城県	男女共同参	画基本計	十画(第4次)			
目相	目標設定の対象である審議会等の範囲					法律、政	令、条例等に	より設置	されている	審議会等					
目標	票設定の	対象で	ある審議会	等における登用状	調査時	テニュード	2	審議	会等数(	65	)うち女性	委員を含む	審議会等数(	64	)
況						延総委	員等数(	1,253	)延女性	委員等数(	556	)	女性比率(	44.4	)
地フ	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等にお				調査時	き点コード	2	審議	会等数(	65	)うち女性	委員を含む	審議会等数(	64	)
	<b>登用状</b>					延総委	員等数(	1,253	)延女性	委員等数(	556	)	女性比率(	44.4	)
法律	津又は政	令によ	り地方公共	団体に置かなけれ	調査時	テニュード	2	審議:	会等数(	39	)うち女性	委員を含む	審議会等数(	38	)
ばな	いない	審議会	等における	登用状況		延総委	員等数(	920	)延女性	委員等数(	387	)	女性比率(	42.1	)
			)条の5)に基	基づく委員会等にお	調査時	テニュード	2	審議	会等数(	9	)うち女性	委員を含む	審議会等数(	8	)
ける	<b>登用状</b>	況				延総委	員等数(	81	)延女性	委員等数(	14	)	女性比率(	17.3	)
目標	票值以外	の目標	設定												
		人	材名簿作成	の有無	1. 有 2	. 無 3. 作	成予定有	1	有の場合	ì、1. 公表	2. 非公司	表 2			
女性		人	材名簿が有	「る場合	掲載人数	ጀ 273	人	(	2024	年	6	月現在)			
登 用					人材育成	事業の実施	の有無(1.	有 2. 無)	2						
方		そ の 他		委 員(	か 公 募(	1. 有 2. 無	無)	1							
策					そ	の他	ſ			<del>_</del>					

7 女性公務員	の採用・登用状況												
問7-1 管理職	の在職状況		調査問	時点コード	1:2	2024年4月	1日	2:	その他(西	暦)			
		管理職総数						女 性 管 理 職			の 内 訳		
			うち女性		部局長相	当職		次長相当職			課長相当職		
		(人)	管理職数 (人)	(%)	(人)	うち女性	女性	(人)	うち女性	女性	(人)	うち女性	女性
			(B)=(D+F+H)	(B/A)	(C)	数(D)	比率(%)	(E)	数(F)	比率(%)	(G)	数(H)	比率(%)
本庁	計	467	67	14.3	22	4	18.2	52	4	7.7	393	59	15.0
本门	うち一般行政職	355	63	17.7	21	4	19.0	33	3	9.1	301	56	18.6
支庁·地方事	計	303	41	13.5	3	0	0.0	36	3	8.3	264	38	14.4
務所等	うち一般行政職	179	21	11.7	1	0	0.0	17	0	0.0	161	21	13.0
全体	計	770	108	14.0	25	4	16.0	88	7	8.0	657	97	14.8
主14	うち一般行政職	534	84	15.7	22	4	18.2	50	3	6.0	462	77	16.7
再掲	警 察 関 係	161	6	3.7	0	0		16	1	6.3	145	5	3.4
丹恂	教育委員会	48	7	14.6	1	1	100.0	2	0	0.0	45	6	13.3

#### 問7-2 職務上の地位別職員在職状況

	調査時点コード	1:2	024年4月1	日	2:2	その他(西)		
		課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性 比率(%)	係長相当職	うち女性 数 (人)	女性 比率(%)	
本庁	計	789	163	20.7	1,151	220	19.1	
本门	うち一般行政職	590	148	25.1	544	172	31.6	
支庁·地方事	計	1,110	348	31.4	2,233	735	32.9	
務所等	うち一般行政職	695	233	33.5	880	456	51.8	
全体	計	1,899	511	26.9	3,384	955	28.2	
土体	うち一般行政職	1,285	381	29.6	1,424	628	44.1	
再掲	警 察 関 係	418	38	9.1	1,537	150	9.8	
<b>円</b> 抱	教育委員会	287	140	48.8	406	282	69.5	

#### 問7-3 新規昇任者数(2023年4月1日~2024年3月31日)

	<u> </u>	1			課長補佐					
		課長相当職	うち女性	女性	相当職	うち女性	女性	係長相当職	うち女性	女性
		(人)	数(人)	比率(%)	(人)	数(人)	比率(%)	(人)	数(人)	比率(%)
本庁	計	63	14	22.2	105	34	32.4	88	28	31.8
本门	うち一般行政職	56	13	23.2	100	34	34.0	83	27	32.5
支庁・地方事	計	51	13	25.5	138	51	37.0	159	52	32.7
務所等	うち一般行政職	29	7	24.1	87	40	46.0	65	30	46.2
全体	計	114	27	23.7	243	85	35.0	247	80	32.4
土体	うち一般行政職	85	20	23.5	187	74	39.6	148	57	38.5
再掲	警 察 関 係	23	3	13.0	34	4	11.8	66	7	10.6
一一行	教育委員会	12	4	33.3	33	16	48.5	18	11	61.1

### 問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

可 <u>/~4 チ</u>	-TIT " #	计位寸	対用の	リラル	大文	こなの事と	貝				
	勤務	昇 試	任 験	昇試	挌 験	部局等の	経 験	遠隔地での長期研	遠隔地での	本人の布	その他
	成績	面接 のみ	面接 以外	面接 のみ	面接 以外	推薦	年 数	修(4週間 以上)	勤務経験	望	CONTE
課長相 当職	0		0			0	0				法令に基づく学歴、免許その他の資格及び人事委員会が認める知 識、知能、経歴等を有すること
課長補佐相当職	0		0			0	0				法令に基づく学歴、免許その他の資格及び人事委員会が認める知 識、知能、経歴等を有すること
係長相 当職	0		0			0	0				法令に基づく学歴、免許その他の資格及び人事委員会が認める知 識、知能、経歴等を有すること

## 問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2023年4月1日~2024年3月31日)

				全受験者数(人)	女性受験 者数(人)	女性 受験率 (%)
昇	任	試	験	3,019	369	12.2
昇	格	試	験	0	0	0.0

問7-6 女性公務員の採用状況(2023年4月1日~2024年3月31日)

 	77 2 - A 14   A   A   A   A   A   A   A   A   A	1 . 7		·,, ·	,
			総 数 (人)	うち女性 数(人)	女性比率 (%)
	全 体		620	260	41.9
	うち 上級		391	137	35.0
	うち一般行政職		274	119	43.4
	うち 上級		198	79	39.9
_	うち警察関係		176	57	32.4
	うち 上級	·	86	25	29.1

### 問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

- 1. 明記した規定があり、認めている。
- 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。
- 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。
- 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。

## 問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規則名	茨城県職員旧姓使用取扱要領、茨城県教育庁等職員旧姓使用取扱要領、茨城県警察職員旧姓使用事務取扱要領
	(茨城県職員旧姓使用取扱要領) (旧姓の使用) 第2条 職員は,人事課長に届け出ることにより,専ら職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理 上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて旧姓を使用することができる。
       該当部分の条文(本文)	(茨城県教育庁等職員旧姓使用取扱要領) (旧姓の使用) 第2条 職員は、総務課長に届け出ることにより、専ら職員間で使用している文書等において旧姓を使用することができる。
	(茨城県警察職員旧姓使用事務取扱要領) 2 旧姓使用の方針 職員から旧姓使用の申出があった場合には、3に掲げる文書等について、旧姓使用を認めることとする。 3 旧姓使用の対象
	旧姓使用の対象となる文書等は、次に掲げるもの以外のものとする。 (1)給与の事務に関する文書(2)源泉所得税の事務に関する文書(3)社会保険及び雇用保険の事務に関する文書 (4)児童手当の申請に関する文書(5)共済組合に関する申請書等 (6)5の規定により警務部警務課長(以下「警務課長」という。)が旧姓使用の対象から除外した文書等

### 問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード 1:2024年4月1日 2: その他(西暦)

叶纵点操炼					
防災·危機管 理部局 職員数(人)	うち女性数(人)	女性比率 (%)	うち管理 職数(人)	うち女性 数 (人)	女性比率 (%)
63	3	4.8	15	0	0.0

#### 問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

男女共问参画"女性の	<b>にめの総合的な施設の設直</b>	
名 称	茨城県ダイバーシティ推進センター(2020年11月に男女共同参画センターから名称変愛称・通称 ぽらりす	
設置年月日(西暦)	2020年4月1日 施設形態 2 1. 単独施設 2. 複合類	施設
	郵便番号: 310-0011 住 所: 茨城県水戸市三の丸1-5-38	
所在地等	電話番号: 029-233-3982     FAX番号:      029-233-1330	
	ホームページ:https://www.diversity-ibaraki.jp/	
	1. 施設管理〇 直営(担当部局名: 茨城県ダイバーシティ推進センター	)
管理·運営主体	指定管理者(名称:	)
	その他(	)
	2. 事業運営〇 直営(担当部局名: 茨城県ダイバーシティ推進センター	)
	指定管理者(名称:	)
	その他(	)
職員数	常勤 (雇用(任 用)期間の 7 人、 の定めが 4 人 予算額 2024年度 31,071 定めがない ある職 職員)	千円
主な事業	□ ○ 1. 広報啓発(主な事項 D&I推進講演会の開催、Webゲームを活用した若年層向け県民の意識啓発を推進、市町村と連 携した講演会等を実施	
	〇 2. 講座(主な事項: 出前講座「ぽらりす教室」の実施	)
男女共同参画・女性に	〇 3. 相談事業(主な事項 総合相談、法律相談、ダイバーシティ相談の実施	)
関するもの	〇 4. 情報収集・提供(主な事項: ライブラリーの開設、問い合わせに対する情報提供	)
	5. 苦情処理(主な事項	)
※ 実施しているもの:○	6. 交流促進(主な事項  Eデル企業の取材・発信により県内企業への啓発を推進、ダイ  フ. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項: バーシティコンサルティングの実施、「いばらきダイバーシティ宣言」の募集、 D&I検定の実施、D&I推進セミナーの開催	. )
	8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項:	)
	○   国际文派・海外派追事業(王は事項)   ○ 9. 調査研究(主な事項 - 県内市町村を対象とした調査・研究の実施	)
	〇 10. その他(主な事項: 各市町村職員や県で委嘱している男女共同参画推進員を対象として男女共同参画の理解を 図るための研修会を実施	)
L		

### 問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称			基金•基本財産額	 円
設置年月日(西暦)	Ł	出資者		

### 2つある場合

名 称		基金·基本財産額	0	千円
設置年月日(西暦)	出資者			

#### 問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

		1. 有	加盟団体数	6	
問10-1 各種女性団体連絡協 議会等の有無	1	問10-2 名称等: 名称等:	会員数	21	57
問10-3 地方公共団体からの助	1	1. 有			
成・委託事業実施の有無	'	2. 無			
	0	1. 定例会議(情報交換会等)の開催			
問10-4 活 動 内 容		2. 機関誌の発行			
		3. 広報啓発パンフレット作成			
※ 実施しているもの:○		4. その他 (内容:			

### 問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの: O

- 1. 担当者連絡会議の開催
- 〇 2. 市区町村職員研修会の開催
  - 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催
- 〇 4. 関係情報の収集提供
  - 5. 審議会等女性登用の働きかけ
  - 6. 補助金等の交付 名 称 : 概 要 : 7. その他 内容:

### 問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:〇

#### 男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

- 1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施
- 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
  - 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
  - 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

#### 女性職員の研修受講への配慮

- 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
- 2. 研修受講職員の男女比を配慮
- 3. その他 / 内容:

### 問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

ا <u>ح</u>	担ヨ向(部)誄(至)所官の男女共问参画"女性関係"	P.异		
	事項	2023年度予算 (千円)	2024年度予算 (千円)	備考
	関係予算総額(施設整備費を除く)	47,667	53,543	
	上記関係予算が一般会計予算総額 に占める割合	0.004 %	0.004 %	
	男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14	公	共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○	項目の設定					
	1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	0					
	2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定							
	3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定							
	4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(Oの場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)							
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達							
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定 (3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定							
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定							
	(5) その他(内容:							

↓ (具体的に実施している内容:○)

			問14-1	問14-2	問14-3	問14-4
			事の競争参 加資格審査 における男 女共同参画	購入等の競 争参加資格 審査におけ		における男 女共同参画 等項目の設
	1	「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得				
	2	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
	3	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
	4	地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得	0	0		
	<b>⑤</b>	役員に占める女性割合に関する項目				
具 体	<b>6</b>	管理職に占める女性割合に関する項目				
的	7	役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
項目	8	仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)	0			
	9	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	0			
	10	短時間正社員制度の導入				
	11)	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
	12	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)				
	13	その他				

### 問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

<del>ر</del> ر	<b>7</b> × :	六向参画寺で推進している正米の豆虾・站在・站証、衣衫刺及の仏が		
			企業の登 録・認定・ 認証制度	正未の衣
企	業の	登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)	1	1
	1	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく 「ユースエール」認定を取得		0
	2	女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		0
	3	役員に占める女性割合に関する項目		0
	4	管理職に占める女性割合に関する項目		0
選定等	5	役員や管理職への女性の登用促進のための取組		0
	6	その他「登用促進等」に関する項目		0
の基	7	仕事と育児・介護を両立するための取組	0	
準	8	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	0	
	9	短時間正社員制度の導入	0	
	10	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	0	
	11	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		0
	12	その他	0	0

$\rightarrow$	「企業の登録・認定・認証制度」の具体的名称	茨城県働き方改革優良企業認定制度(7,8,9,10,12)、いばらき女性活躍・働き方応援協議会会 員企業登録制度(12)
$\longrightarrow$	「企業の表彰制度」の具体的名称	茨城県女性リーダー登用先進企業表彰(1,2,3,4,5,6,11,12)

### 問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	$\rightarrow$	女性活躍推進法第27条の「協議会」の具体的名称	いばらき女性活躍・働き方応援協議会
2 現在はないが、今後検討する	'		上記以外の具体的名称	

### 問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主 たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表		1. 有 2. 無	問17-1 名 称	男女共同参画年次	て報告書				
問17-1 公表周期	1. 定期	2. 不定期	1	定期の場合	1	年毎			
	O 1. 男女共同参画·女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室)								
公表主体	2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室)								
(※ 該当するもの:○)	3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者								
		4. その他	ļ (					)	)

### 問18-1 2024年度実施予定事業

	名称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
-	広報啓発 ①パネル展示 ②ホームページ開設 ③ダイバーシティ推進・啓発事業	①男女共同参画に関するパネルを県庁内に展示 ②ダイバーシティ推進センターホームページによる広報 ③D&I推進講演会の開催、県内企業におけるD&Iの推進(モデル企業のPR、ダイバーシティコンサルティング、D&I検定、D&I推進セミナーなど)、Webゲームを活用した若年層向けの意識啓発		①年2回 ②随時 ③通年
.	④一般県民向けの講座・講演会	④市町村と連携したダイバーシティ推進に関する講演会等を実施		④年2回
2.	表彰			
	講座 ①出前講座 ②ダイバーシティ推進等に関する出前講座(ぽらりす教室)	①団体等を訪問し、男女共同参画に関する講座を開催 ②ダイバーシティ推進センターにおいて出前講座「ぽらりす教室」を実施		①随時 ②随時
	相談事業 ①女性のための総合相談 ②法律相談 ③ダイバーシティ相談	①悩み事に関する相談、男女共同参画に関する苦情、意見 ②弁護士による法律相談 ③公認心理師等によるダイバーシティに関する様々な悩みの相談		①随時 ②随時 ③随時
•	情報収集・提供 ①男女共同参画年次報告書 ②ダイバーシティ推進センターにおける情報提供	①県における男女共同参画の推進状況等に関する報告書の作成 ②ダイバーシティ推進センターにおいてライブラリー開設、問い合わせに対する情報		①年1回 ②随時
	苦情処理 茨城県男女共同参画審議会苦情·意見処理部会	県民からの苦情・意見申出の処理		随時
7.	交流促進			
	企業・NPO法人との連携・働きかけ ①ダイバーシティ推進・啓発事業	①県内企業におけるD&Iの推進(モデル企業のPR、ダイバーシティコンサルティング、D&I検定、D&I推進セミナーなど)		①通年
•	②「いばらきダイバーシティ宣言」の募集	②企業、団体等を対象に宣言を募集し、企業や団体、県民の意識醸成を		<b>②通年</b>
9.	国際交流 · 海外派遣事業			
	調査研究 ①県内市町村の男女共同参画推進に関する実施状況 調査	①県内市町村を対象とした調査の実施		①年1回
	図男女共同参画に関する県民の意識と実態に関する 調査	②県民を対象とした男女共同参画に関する意識調査の実施	②県民4,000人	②8月
	その他 市町村男女共同参画担当職員及び茨城県男女共同参 画推進員研修会	各市町村職員や県で委嘱している男女共同参画推進員を対象として男 女共同参画の理解を図るための研修会を実施		年1回

### 問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査(2024年7月1日)

	議	会	名	茨城県議会							
				•		1.	明記した規定がある。				
=¥ 므	<b>ふ</b> 山幸+ 4	中市市山	<b>~</b> ==== + +	日白(女はま合む)の	<del>_</del> / m	2.	明記した規定はないが、運用上認めている。	1			
譲貝	の出産をク	(吊事田と	として明記した	規定(座体を含む)の	月無	3.	明記した規定がなく、運用上も認めていない。				
						4.	明記した規定がなく、過去に事例がない。				
(欠月	常事由として	て明記した	−規定がある場	合について)							
取得	することが	可能な休	業期間			1. 5	労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。				
7 <del>4</del> 3	ᆂᇻᄣᄹᄔᅷᅧ	<b>#:</b> +									
			六调問(多時)	4帳の提会にあつて!	+ 4加温						
おハ間)じ	い ユネ ほ以内に出産	オる予定	の女性が休業	は滅の場合にめって を請求した場合におし	ひ、「四処 ハては、そ	2. 5	労働基準法65条の産前産後期間と同等。				
								2			
				女性を就業させては	ならない。			2			
							労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。				
		が支障がな	いと認めた業	務に就かせることは、	差し支え						
ない	0										
						4. ‡	期間の定めはない。				
	産に係る産前産後期間を明記した規定の有無  規定名  茨城県議会会議 記した規定(規則、条例、別表等)の 第2条議員は、公当事由により出席での第囲内では、14週間での範囲内では、14週間での範囲内で、減額の規定の有無  規定名 記した規定(規則、条例、別表等)の 内容 会の欠席事由として、明記した規定の有無  配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の看護 家族の一護 疾病 その他  員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・13億円の利用することのできる侵乳室等の議会での設置・130円のでは、14週間の利用することのできる保育施設等の議会での設置・130円の利用することのできる侵乳室等の議会での設置・130円の利用することのできる侵乳室等の議会での設置・130円の利用することのできる侵乳室等の議会での設置・130円の利用することのできる侵乳室等の議会での設置・130円の利用することのできる侵乳室等の議会での設置・130円の利用することのできる侵乳室等の議会での設置・130円の利用することのできる侵乳室等の議会での設置・130円の利用することのできる侵乳室等の議会での設置・130円の利用することのできる侵乳室等の議会での設置・130円の利用することのできる侵乳室等の表表した数ないましているものにの、内容・130円の対象を除るにおいて、令和4年4月に内閣府が公表した数ないの方と、200円の格別での対象を表して対象を表して対象を表しているものにの、内容・130円の関する議員向け研修を表しているものである。130円の関する表して対象を表して対象を表して対象を表しているものである。130円の関する表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表して対象を表しているとないとなりを表しているとないるとないとないるとないるとないとないるとないとないるとないるとないましているとないるとないとないるとないるとないとないるとないるとないるとないるとないましているとないるとないるとないるとないるとないるとないるとないるとないるとないるとな		14 0 4 4		1. /	産前産後期間を明記した規定がある。					
出産 	に係る産	可座後期間	間を明記した規	足の有無		2. 7	産前産後期間を明記した規定はない。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1			
	±	ョ 宁 夕		- - - - - - - - - - - - - -	lil	1 "					
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	兄 化 石		火	(')						
				(欠席等の届出)							
							家族の看護又は介護、家族の弔事、配偶者の出産補助その他のやむを	を得ない			
明記	した規定(		例、別表等)の				理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。				
		内容					出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間(多胎妊娠				
							8出産の予定日(議員が出産したときは,当該出産の日)後8週間を経過	する日ま			
				Cの郵囲内で,出席(	ごさない別	間を	明らかにして,あらかじめ議長に届け出ることができる。				
						1. đ	<b>გ</b> ს				
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無				2. 7	tal tale	2					
						3	その他( )				
	#	13 中 夕									
明記	した規定(		列、別表等)の								
		內谷									
議会	の欠席事	∄として、□	明記した規定の	の有無							
					1 /A BIL	の夕ま	5.中方明司1.4.相中以为7				
							事由を明記した規定がある。 事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。				
					2 個別(	の合す	ま由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 ないでは、				
							事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く	。)			
l ⊦			お田老の山立	<u> </u>	1						
				<u> </u>	'						
			育児		1						
			家族の看護		1						
			家族の介護		1						
					1						
l ⊦			<i>3</i> C/F1		1						
			その他			⊭₼∓	中東 その他のわれた得かい東山				
					公伤、豕	医の生	引事、その他のやむを得ない事由 	1			
						1. ,	人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)				
議員	の利用する	ることので	きる保育施設	等の議会での設置・排	是供状況	2.1  む)	保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含	1			
						<u> </u>	設置または提供する予定である。				
						4. 7					
							専用の場所が設置されている。(常設)				
= 半 二	の利田士	7 - 60-5	:七7坪可 完学:	の詳みずの記案 担格	+ <b>1</b> + 2□	2. f  含む	受乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも)				
横貝	しいかり けり く	ac0) (	この反孔至寺	い戒女での改旦 "掟け	て1人が	<u> </u>	」 <i>)</i> 設置または提供する予定である。	2			
						3. ā					
議会	におけるノ	<b>\</b> ラスメン	ト防止に関する	取組(ハラスメント防	止に関す	_	行っている。	_			
							行っていないが、今後、取り組む予定である。	3			
						_	行っておらず、今後、取り組む予定もない。				
行へ	ている取締	l					ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。				
※実	施している	もの: 〇				-	ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。				
						3. 3	その他(				
	ŧ	見 則 名									
明記	した規定(	規則、条例	列、別表等)の								
		内容									
1							行っている。	<del></del>			
ハラ	スメント防」	上に関する	る議員向け研修	<b>》</b>		2. 1	行っていないが、今後、行う予定である。	2			
L						3. 1	行っておらず、今後、行う予定もない。				
	_	_			_	1. 7	研修において利用している。				
当該	研修におし	ハて. 令和	14年4月に内閣	関府が公表した数材重	カ画「政治						
							行う研修で利用予定である。	2			
る予				=	-	3. ł	研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後				
							研修で利用する予定もない。				
						1. 1	行っている。				
男女	共同参画	こ関するる	肝修(ハラスメ)	<b>小防止に関するもの</b>	以外)		行っていないが、今後、取り組む予定である。	3			
<b> </b>	. , , pag 2/ 드미	.~. / WH			1/	-	行っておらず、今後、取り組む予定もない。				
						_					
						_	明記した規定があり、認めている。				
議会	における通	<b>通称又はII</b>	日姓使用の認己	可の状況			明記した規定はないが、運用上認めている。	1			
1						_	明記した規定がなく、運用上も認めていない。				
						4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。					

#### 茨城県議会における議員の通称名の使用に関する取扱要綱 規 則 名 条文本文 この要綱は,県議会において議員(茨城県議会議員一般選挙で当選した者を含む。以下同じ。)が通称名を使用する場合の手続き等に関し,必要な事項を定 めるものとする。 2 通称名の承認 |議員が,県議会において通称名を使用しようとする場合には,次の事項を記載した申出書(様式1号)を議長に提出し,その承認を得るものとする。 (1) 戸籍簿に記載されている氏名及びふりがな (2) 通称名及びふりがな (3) 通称名を使用する理由 3 承認の基準 議長は、上記2の申出が次の各号のいずれかに該当する場合に、通称名の使用を承認するものとする。 (1) 申し出のあった氏名が,社会生活において長い間使用され,地域社会において定着している場合 (2) 難読,誤読等が生じていることから,漢字名をひらがな又はカタカナにする場合 4 承認通知書の交付 議長は,通称名の使用を承認するときは,申し出た議員に対し,承認通知書(様式第2号)を交付するものとする。 5 通称名の使用の範囲 通称名を使用できる範囲は、次のとおりとする。ただし、通称名の使用が適切でない場合は、この限りではない。 (2) 会議録,委員会記録等,議員活動に関して作成される文書及び議会広報資料の表記 (3) 議事堂内表示 (4) 信書 6 議会運営委員会等への報告 議長は通称名の使用を承認した場合は、次に開催される議会運営委員会又は会派代表者会議において報告するものとする。

# 問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの

託児サービスの実施、(議長又は委員長の了承を得た上で)乳幼児同伴での会議、委員会及び調査等への出席

政治分野の男女共同参画のために実施していること

具体的な役割の明確な位置付け	
1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等)	
計画、指針名	茨城県地域防災計画(地震災害対策計画編)
該当部分の規定	第2章 災害予防計画 第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備 第1 対策に携わる組織の整備 ■対策 1 活動体系の全体像 (1) 県の防災体制整備 ~(中略)~ 1) 県防災会議 県は、災対法第14条に基づき茨城県防災会議を設置し、地域防災計画の作成及びその実施促進等を行う。 防災会議は、知事を会長とし、防災関係機関の長・職員又は県職員のうちから任命された委員をもって組織する。また、委員の属する機関の職員のうちから幹事を任命し、幹事は委員を補佐する。 なお、男女共同参画部局は、防災担当部局と連携し、防災会議への女性委員の登用促進や、女性の視点に立った 防災・減災のための人材育成を行う。(26~27項)

調査時点コード: 2

1. 2024年4月1日 2. その他(西暦) ( 2024年3月31日

1. 都道府県における首長等の状況

知	事	2 1. 女性 2. 男	生 任期:	2	2021年9月26日		~	2025年9月25日		
副	知 事		2	人	(女性 (	0 人、	男性	2	人)	

### 2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

设置	置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付していまな 審議会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	都道府県防災会議(会長を含む)	52	14	26.9	
	都道府県防災会議(委員のみ)	51	14	27.5	
	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名す る職員	15	0	0.0	
	┃ <sub>0 円</sub> 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機	1	0	0.0	
	25 関の長 、 3号 当該都道府県の教育委員会の教育長				
	内	l	0	0.0	
	4号 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長 	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	5	0	0.0	
	訳 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県 6号 の知事が任命する者	3	0	0.0	
	7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又 は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	20	9	45.0	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する	5	5	100.0	
2	国土利用計画地方審議会	11	6	54.5	
	土地利用審査会	5	3	60.0	
$\rightarrow$	都道府県交通安全対策会議	65	33	50.8	
5	自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。	16	8	50.0	
	環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	25	13	52.0	
	精神医療審査会	15	8	53.3	
	都道府県生活衛生適正化審議会 都道府県医療審議会	20	9	45.0	-
	准看護師試験委員会	7	4	57.1	
11	麻薬中毒審査会				
	地方社会福祉審議会	22	11	50.0	
	障害者に関する審議会その他の合議制の機関 国民健康保険事業の運営に関する協議会	25 11	16 5	64.0 45.5	
-	国民健康保険審査会	9	5	55.6	
	都道府県農業共済保険審査会				
	都道府県森林審議会	14	7	50.0	
-	都道府県建設工事紛争審査会 建築審査会	12 7	7	58.3 57.1	
-	在采留日本 都道府県建築士審査会	7	4	57.1	
	都道府県都市計画審議会	19	6	31.6	
	開発審査会	7	3	42.9	
	私立学校審議会 石油コンビナート等防災本部	12 23	6	50.0 0.0	
25	<b>小</b> 宝健康被宝钗定案杏会	23	Ü	0.0	
26	公古に成成古記た番丘公 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項 について調本審議する物議会(ID 総量削減計画等字物議会)				
	について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会) 都道府県児童福祉審議会				
	地方港湾審議会	25	10	40.0	
	土地区画整理審議会	39	4	10.3	
	教科用図書選定審議会	20	10	50.0	
	介護保険審査会 都道府県固定資産評価審議会	12 10	5	41.7 40.0	
	感染症の診査に関する協議会	63	24	38.1	
	警察署協議会	219	110	50.2	
	土地収用事業認定審議会 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	7	4	57.1 50.0	
	住氏基本 - 阪広 本人唯認情報の保護に関する番譲去 都道府県国民保護協議会	10 46	5 13	28.3	
	地方独立行政法人評価委員会				
	市街地再開発審査会				
	都道府県職員委員会 自然再生協議会				<u> </u>
	日 ※ 丹 王 励 議 云 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0	1
_	後期高齢者医療審査会	9	4	44.4	
44	留置施設視察委員会	6	3	50.0	
45	傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送 及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	25	1	4.0	
46	指定難病審査会	11	4	36.4	
	小児慢性特定疾病審査会 行政不服審査会	7	5	71.4	1
	行以不服番宜云 地域医療対策協議会	6	3	50.0	
	切保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関				
51	感染症対策連携協議会	16	4	25.0	感染症の予防及び感動症の患者に対する医療に関する法律第10条の 2第1項
52					
53 54					
55					
	合 計	920	387	42.1	
	女性委員0の審議会数	1			

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1 教育委員会	6	3	50.0	
2 選挙管理委員会	4	2	50.0	
3 人事委員会	3	1	33.3	
4 監査委員	4	0	0.0	
5 公安委員会	3	1	33.3	
6 都道府県労働委員会	15	1	6.7	
7 収用委員会	7	2	28.6	
8 海区漁業調整委員会	29	2	6.9	
9 内水面漁場管理委員会	10	2	20.0	
合 計	81	14	17.3	
女性委員0の委員会数	1		_	